

# 第3期川崎市多文化共生社会推進協議会

## 報告書

2026（令和8）年3月

## 目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 個別課題の検証について	2
<b>施策の検証・評価①：医療</b> <b>指針</b> 施策推進の基本方向 1 行政サービスの充実 (4) 保健・医療	2
<b>施策の検証・評価②：高齢者</b> <b>指針</b> 施策推進の基本方向 1 行政サービスの充実 (5) 福祉	4
<b>施策の検証・評価③：図書館</b> <b>指針</b> 施策推進の基本方向 2 多文化共生教育の推進 (3) 地域における学習支援	7
<b>施策の検証・評価④：かわさき多文化共生プラザ</b> <b>指針</b> 施策推進の基本方向 5 施策の推進体制の整備 (1) 行政組織の充実	10
3 おわりに	12
資料編	
第3期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿	14
第3期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過	14
地域日本語教育の推進に関する部会 委員名簿	15
地域日本語教育の推進に関する部会 会議開催経過	15
川崎市多文化共生社会推進指針 概要図	16

## 1 はじめに

川崎市多文化共生社会推進協議会は、前身である川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会から、川崎市附属機関設置条例別表第1に基づき設置される独立した機関となり、名称も「川崎市多文化共生社会推進協議会」（以下「本協議会」という。）に改められた（2020（令和2）年4月1日）。所掌事務は、「国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。」（川崎市附属機関設置条例別表第1）である。なお、第2期（2022（令和4）年度、2023年度（令和5）年度）では指針の改訂作業を行った。

第3期（2024（令和6）年度、2025（令和7）年度）の本協議会では、川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）に基づく施策の推進状況等についての個別課題の検証についての審議を行った。審議は、「川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況及び推進計画一覧」（以下「一覧」という。）の2024（令和6）年度版及び2025（令和7）年度版、並びに必要なに応じて行った参考人へのヒアリングの結果等に基づき行った。本協議会の審議経過、地域日本語教育の推進に関する部会の審議経過、指針の概要等については資料編をそれぞれ参照されたい。

## 2 個別課題の検証について

### 施策の検証・評価①：医療

#### 施策推進の基本方向 1 行政サービスの充実（4）保健・医療

##### ① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。

- 「多言語による医療機関検索サイトや多言語の医療情報、問診票等の情報収集に努め、活用するよう、市民や医療機関に積極的に広報します。

#### a. 施策の取組状況（病院局市立川崎病院患者総合サポートセンター、健康福祉局保健医療政策部地域医療担当）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記

- ・厚生労働省は「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」を構築し、多言語での診療案内や宗教への対応など、日本人とは異なる文化・背景に配慮した外国人患者の受入れ体制整備を支援しているところ、市立川崎病院では当該認証制度を取得し、外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めている。
- ・取得に向けた取組として、必要な文書の英訳をはじめとする多言語化を進め、多言語での掲示物作成などを行った。例えば、同意が必要な重要な場面で、英語版の同意書を提示するようにしている。
- ・「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」取得の背景には、県内でも外国人患者の多い同病院において、集患・トラブル防止・患者サービスの向上のために外国人患者の受け入れ体制の整備が必要であると認識されたことがある。認証取得に際しては、横浜市立みなと赤十字病院を視察して、外国人患者統計やデータの集積方法、外国人患者のニーズ調査方法、文書の管理方法、組織体制、ネット環境の状況などを参照して体制整備を進めた。
- ・同病院では、JMIP認証を取得した「外国人患者受入れ医療機関」としての考え方、方向性をスタッフに浸透させるために、スタッフ向けの研修会を実施するなどしている。また、JMIP認証を取得した後の状況としては、さらに外国人患者が増えていること、また、文書や院内掲示物の多言語化の一層の推進や文書管理の拡充等、課題がより明確化している。
- ・JMIP取得にあたっては、みなと赤十字病院を視察して外国人患者統計やデータの集積方法について検討しており、診療申込書の国籍欄の徹底や言語の欄の整備など、外国人患者の来院状況（人数、来院方法など）を把握するためのデータ集計方法の改善に取り組んでいる。
- ・同病院ではMICかながわなどの団体が提供する医療通訳サービスを利用する他、電話医療通訳サービスや携帯翻訳端末、多言語通訳システムのタブレット端末の導入等により、外国人患者の受診環境の整備を推進している。川崎病院へのMICかながわの派遣は県内でも数が多い状況にある。診療科の傾向としては、産婦人科や小児科での利用が多く、通訳言語としては、英語、中国語のニーズが比較的高いものの、非常に多様な言語の需要がある。

- ・ 川崎病院は、職員等の病院スタッフへの研修を実施し、医療通訳の必要性についてのスタッフの意識改革を進めている。日本語での意思疎通が十分でなく、片言での対応が医療事故やトラブルにつながる可能性について事例を交えて説明し、医療通訳の必要性についてスタッフの意識改革を進めている。また、携帯翻訳端末やタブレット端末などの様々な通訳ツールの使い方を実演し、現場での対応に困らないように対応する研修を行っている。
- ・ 医療現場で生じている問題として、文化的・宗教的理由から、患者と同性の医師による診察を強く希望する患者がいたり、病院食に特定の食材を使わないよう配慮が必要な患者がいたりするなど、従来のルールと異なる対応が求められることがあるという。それが現場の個別対応の負担となっているが、病院全体での組織的対応まではできていない点が課題となっている。

#### b. コメントと今後の課題

- ・ 川崎病院は多数の外国人患者を受け入れているところ、これら外国人患者が安心して医療を享受するための受入れ体制の向上に取り組んでいることが確認された。その主たる内容は、病院内で使用する文書の多言語化と医療通訳サービスの活用、職員への研修である。医療機関にかかる際の多言語資料等の普及を超えて、外国人患者が安心して医療機関を受診できる体制を整えていると評価できる。
- ・ 今後の課題として、必要な文書について、中国語、韓国語、ネパール語、ベトナム語など様々な言語にはまだ対応できていないため、多言語化を進めていくことが望ましい。この点については川崎病院自身が、「JMIP認証は取得したものの、満点での評価ではないので、少しでも高い点数の達成に向けて、取り組んでいきたい」として積極的に取り組む意欲を見せていた。
- ・ また、スタッフへの研修を通じて医療通訳サービスが存在すること、その必要性については職員の意識改革を行っているものの、十分に周知されていない可能性がある。また、異文化のコミュニケーションであることに起因する誤解やトラブルの可能性を周知することにまでは踏み込めていないので、多様な背景を持つ患者がいて背景文化に配慮する意識を持てるような研修を行うことが期待される。
- ・ 川崎市の取り組むべき課題として、地域医療における外国人患者の受診体制の整備についても検討していく必要がある。現状では、多言語対応ができる医院が限られていることから、診療所の受診で問題のない軽症度患者でも、外国語対応が可能であるという理由で、地域の医院が川崎病院に紹介状を書いているという状況があるようである。川崎病院でなくても地域医療で対応可能な体制を整備することが望ましい。
- ・ 地域医療の多言語対応については、川崎市医師会・川崎市病院協会の協力により、市内医療機関に対して多文化共生推進課が行った「外国人と医療」アンケートからも課題として浮かび上がっている。既に実施されている問診票の多言語化などの地域の医院に対する周知を徹底するのが望ましい。

## 施策の検証・評価②：高齢者

### 施策推進の基本方向 1 行政サービスの充実（5）福祉

#### ④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。

○サービス提供者への講習会等を活用し、多文化共生についての理解が深まるよう啓発の充実に努めます。

#### a. 施策の取組状況（健康福祉局地域包括ケア推進室、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、健康福祉局長寿社会部介護保険課、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課、多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK））

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記

- ・多文化共生推進課がまとめたデータによると、2024年（令和6）年9月現在で、65歳以上の外国人住民人口は3,029人であり、川崎市の外国人住民全体の5.5%を占めている。全住民に占める65歳以上人口320,117人（全体の20.6%）と比べれば、実数、比率ともに多くはない。しかし、外国人高齢者のうち41.7%が単身世帯であり、この割合は日本人市民よりも高くなっている。
- ・介護保険課によると、2024（令和6）年11月末時点で市全体での要介護認定者数が65,115人で、そのうち外国籍の方は423人、およそ0.65%である。  
2024（令和6）年度から2026（令和8）年度を計画期間とする「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における「高齢者」は、外国人の高齢者も分け隔てなく含まれることを前提としている。具体的には、「いきがい・健康づくり・介護予防等の推進」の取組において、「外国人高齢者支援事業」として、公的サービスを利用することに不慣れな在日外国人に対する相談事業や、ボランティア等の協力を得ながら、交流活動、レクリエーション、会食等の実施のほか、外国人高齢者福祉の向上を図るため、福祉手当を支給（住民登録が1年以上、かつ、誕生日が昭和4年8月15日以前の方を対象）している。
- ・外国人高齢者については、「高齢期には母語・母文化で過ごすことを求める傾向が強くなることなどから多様な背景に配慮してサービス提供をすることが大切です」と「川崎市多文化共生社会推進指針P17 施策の具体的推進内容 1 行政サービスの提供（5）福祉<課題>」においても認識している。また、外国人の高齢者も共に安心して老後を過ごすことができる地域社会づくりが必要になっていると認識している。（高齢者事業推進課）
- ・区や地域包括支援センターへの外国人高齢者に関する相談は一定程度あるものと認識しているが、数を集計していない。介護サービスの利用者も少ないと認識している。
- ・施設介護における課題としては、外国人入居者の意思を正確に把握し、本人の満足度を高めるためには、通訳が間に入る必要がある。川崎市では、「介護人材の確保・定着の支援」に向けた取組において、外国人介護人材の活用を推進しており、外国人介護スタッフが、外国人入居者と日本人と

の共同生活において、言葉や文化の橋渡し役を果たしてくれているケースもあると思われる。(高齢者事業推進課)

- ・ 市では、高齢者が教養・レクリエーションの向上、健康の増進などのために活用できる施設として市内48か所に老人いこいの家、各区1か所に老人福祉センターを設置している。また、ふれあい館において韓国・朝鮮人を主とする在日外国人に対して、生活相談や交流事業を行っている。(高齢者在宅サービス課)
- ・ 2025(令和7)年1月には、初めて市内の介護・福祉従事者等を対象に「外国人の利用者支援に役立つ、多文化理解と伝わりやすい日本語」研修が、多文化高齢社会ネットかながわ(TKNK)に所属する社会福祉士を講師として実施された。これは、第14期外国人市民代表者会議から介護従事者向けの多文化理解の研修が提言され、所管課にTKNKを多文化共生推進課から紹介したことにより、実現したものである。
- ・ 外国人高齢者向け介護現場に精通しているTKNKからは、介護従事者が個別の困っていることを投げかけてネットワークを作るとは難しいため、地域包括支援センターで勉強会などを開催して事業者が集まる場を作り、お互いの悩み事を分かち合うピアカウンセリングができれば、介護サービス提供者の職場定着率も上がるとの提案がなされた。コミュニケーションが難しいとされる外国人高齢者に対する介護サービス提供のノウハウが共有され、市全体として提供するサービスの質が向上するような企画を関係課に要望するとの意見も出された。
- ・ 介護保険課ではこれまで外国語版での介護保険についてのパンフレットを作成してきたが、2024年度初めて〈やさしい日本語〉版のパンフレットを作成した。〈やさしい日本語版〉は、ホームページに掲載しているほか、国際交流センターに紙版を設置している。今後は設置個所の増設も検討している。
- ・ 行政として、ケアマネジャーがケアプラン作成の際にコミュニケーションで困っているといった話を把握していない。今後把握が必要なのではないかと思う。

## b. コメントと今後の課題

- ・ ヒアリングの結果、介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたっては、言語や生活習慣の違いに配慮する施策が行われていることが確認された。
- ・ 多言語化という点では、介護保険課等において、外国語版のパンフレットを作成し、配布していることに加えて、介護保険課が2024年度初めて「やさしい日本語」版のパンフレットを作成するなど、多言語での情報提供・広報が行われている。
- ・ 生活習慣の違いへの配慮という点では、介護従事者向けの多文化理解研修が初めて実施されるなどの取り組みが進められている。具体的には、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課が、多文化高齢社会ネットかながわ(TKNK)に依頼し、「外国人の利用者支援に役立つ、多文化理解と伝わりやすい日本語」研修が行われた。これは第14期外国人市民代表者会議の提言(2023年度提言②「外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る」)を受け、多文化共生推進課がTKNKと所管課をつないだことで実現したものである。以上の施策は多文化共生社会を推進するものであって今

後も継続することが望ましい。

他方において、以下の三点については、改善の余地があると考える。

- 第一に、通訳体制については、医療通訳（M I Cかながわ）が整備されているのに対し、介護分野では通訳体制の普及が遅れており、体制整備が課題となっている。とりわけ、病院以外への通訳派遣は「一般通訳」として扱われることが多く、本来の通訳業務以外の依頼が発生するなど、現場での業務範囲の整理が必要であることがうかがわれた。
- 第二に、介護従事者が外国人高齢者をケアするにあたっての、個別の悩みやノウハウを共有するネットワークの必要性は認識されているものの、現場の事業所は多忙で、民間単独でのネットワーク形成は困難な状況があることがうかがわれた。今期初めて実施された「外国人の利用者支援に役立つ、多文化理解と伝わりやすい日本語」研修のような事業を継続することが望ましい。
- 第三に、市が多言語対応や「やさしい日本語」といった施策を講じているにもかかわらず、現場の利用者や従事者が文化や言葉の壁で苦勞している実態があることから、行政の取組と現場の課題の間には質的な違いがある可能性がある。外国人高齢者の単身世帯の多さなどのデータ可視化、および介護従事者向け研修の実現を所管課と外部団体との間でつなぐなど、多文化共生推進課が中心となって施策を行うことが望ましい。利用者への情報周知という点でも、介護保険課作成のやさしい日本語によるパンフレットについてはホームページ掲載のほか、国際交流センターで紙版も配布されているが、外国人市民に情報周知が徹底されているか、今後検証していくことが望ましい。
- ヒアリング全体を通じて、市の所管課と現場の支援組織との間でコミュニケーション支援の切迫性について認識の食い違いが見られた。すなわち、健康福祉局からは、各所管課への外国人市民からの相談や介護サービスの利用者が少なく、市全体として外国人高齢者への取組に対する課題感がまだ高くないことが示唆された。これに対して、外国人高齢者に特化した事業が少ないことが、介護サービスの利用や相談の少なさに反映されているとの認識がTKNKより示された。支援団体やサービス提供者など現場で生じている困難について、市の各所管課が情報共有できるプラットフォームの構築が望まれる。

## 施策の検証・評価③：図書館

### 施策推進の基本方向2 多文化共生教育の推進（3）地域における学習支援

#### ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

- 川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 市民館、国際交流センター等におけるICTの活用を含めた日本語学習支援等の充実に努めます。
- 国等が作成する日本語学習コンテンツ等を活用するよう、積極的に広報します。
- 外国につながるのある子どもに対する地域における学習支援等の充実に努めます。
- 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
- 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
- 図書館における外国語図書の充実に努めます。

#### ② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

- 市民館、国際交流センター、かわさき多文化共生プラザ、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

#### a. 施策の取組状況（教育委員会事務局生涯学習推進課、教育委員会事務局中原図書館）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記

##### ・ 日本語教育を推進する施策

中原図書館は、日本語教室などを開講する国際交流センターのように、日本語教育の推進に関する施策に直接的には関わっていない。しかし、中原図書館は、日本人、外国人を問わず、幅広い市民の居場所を提供するとともに、日常生活で使う日本語での会話を学ぶための図書や外国語図書などを配架するなど、気軽に日本語学習に着手できる環境をつくっている。

また中原図書館は、川崎市内の社会教育施設で実施されている外国人支援に関する情報発信機能を果たしている。館内には市民情報コーナーが設置されており、行政サービス、国際交流センター、市民館、市民イベントなどに関するチラシ・パンフレットが入手できるようになっている。たしかに、外国人市民向けの情報は、行政や国際交流センターがインターネット（公式ホームページやSNS）を通じて配信しているが、中原図書館の市民情報コーナーは、外国人市民の補完的な情報源として機能し、国際交流センターの日本語教室をはじめとする、外国人支援に関する情報に容易にアクセスできる。

関連して、教育委員会は、就学年齢に達する子どものいる外国人家庭に10言語（ルビ付日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、ネパール語）で作成した就学案内を送付し、また図書館をはじめとする公共施設もこのような教育委員会の取組に協力している。

- ・ ICT活用を含む日本語学習支援

現在、電子図書館の整備を進めているところである。まだ電子書籍のコンテンツ数は少ないが、オーディオブック、音声読み上げ機能のある図書を配架している。また音声の読み上げとともに文字の色で判別できる図書・教材もある。オーディオブックで特別支援の子どもが読書に関心をもつようになったという事例がある。今後、ICTの有効活用によって、日本語学習に対する外国人市民のモチベーション向上に寄与することが期待できる。

- ・ 外国につながる子どもたちの日本語学習支援

中原図書館そのものは外国につながる子どもたちを対象とした日本語学習支援は実施していないが、日本語学習に有効な図書を配架している。

- ・ 市民グループなどとの連携

中原図書館は個人利用を想定しており、日本語学習支援などを実施している市民グループなどと連携していない。ただし、視覚障害者のために音読ボランティアが読書支援（対面朗読）をするサポート室があり、幅広い市民が読書を楽しめる環境を整備している。

- ・ 外国語図書の充実

英語、中国語、韓国・朝鮮語などの外国語図書を購入するとともに、多言語対応に向けた取組を進めている。韓国・朝鮮語の書籍に関しては、川崎図書館では、韓国・朝鮮語を読める会計年度任用職員を雇用し、日本語検索を可能にするために日本語タイトル（仮訳）を付するなど、書籍登録の作業をしている。

- ・ 学習機会や資料の提供

中原図書館そのものは外国につながる子どもたちを対象とした日本語学習支援は実施していないが、上述したように、日本語学習に有効な図書を配架している。また、川崎市立図書館は、蔵書検索データベースがあるので、他の図書館にある図書を取り寄せることができる。

- ・ 日本の社会・制度・文化に関する外国人市民の理解促進

中原図書館は、地域に関する情報が集積し、日本人、外国人を問わず、それを市民に発信する機能を備えている。日本社会に関する図書を多く配架し、また市民情報コーナーで外国人支援に関する情報を提供している。外国人市民が社会教育施設や市民グループにアクセスし、また日本社会で生活するうえで必要な知識を習得する第一歩として機能している。

## b. コメントと今後の課題

- ・ 図書館は、地域の情報が集積し、地域住民がネットワークを形成する拠点となりうるだろうか。また多様性に関わった社会の実現に寄与しうるだろうか。米国などでは、図書館を通じて、異なる人種・民族が交流し、多文化理解を深める取組が実践されている。このような問題関心から、多文化が共存する川崎市における図書館の社会的役割と今後の課題を検討したい。
- ・ 中原図書館に入館すると、幅広い層の利用者が多くいる。図書・新聞・雑誌などの閲覧が主な目的だろうが、そうではなくても、気軽に立ち寄れる雰囲気がある。高齢者が新聞を読み、親子が絵本を手取るなど、誰にとっても居心地のよい空間になっている。
- ・ 川崎市立図書館の各館には「おはなしの部屋」が設置されている。中原図書館の「おはなしの部屋」

は丸みを帯びた設計となっており、その中でボランティアグループが読み聞かせをするなど、親子の居場所として機能している。

- 図書の貸出状況は把握できないが、中原図書館には、日本語学習の図書・教材や外国語図書が配架されている。外国人市民にとっては、自らの言語が承認されているという安心感を得ることができ、また日本人市民にとっては外国語や異文化に対する関心につながる可能性がある。
- 現在、中原図書館は、電子図書の拡充を図っている。電子図書は、外国人市民の日本語学習や障害者の情報保障を推進するうえで有効である。
- 中原図書館は、外国人支援に関する情報が集積し、外国人市民にとってアクセスしやすい情報源として機能している。このことは、同時に社会教育施設や市民グループがそれぞれの活動に関する情報にアクセスできることを意味しうる。さらに外国人支援ネットワークを拡大する拠点となるポテンシャルを読み取ることができるだろう。
- 川崎市は「読書のまち」「音楽のまち」などをめざす文化政策を推進している。国籍、年齢、アイデンティティ、文化的背景（言語や宗教など）にかかわらず、全ての市民が安心して文化的に生きることができる社会の実現を目指しており、中原図書館もこのような取組を支えていると評価できる。
- 中原図書館の課題についても触れておきたい。社会教育施設は、お互いに連携しながら、それぞれが有する資源の有効活用を図っているが、外国人支援という観点で考えると、図書館や国際交流センターとより緊密に連携することが望ましい。国際交流センターには、外国語図書、日本語学習図書、読み聞かせ用の児童書など、約1万9000冊の蔵書をもつ図書コーナーがある。現時点で図書の貸し出しはしておらず、図書コーナーの利用者は少ないようであるが、蔵書リストを整備しており、利便性の向上を図っている。川崎市立図書館と国際交流センターで連携すれば、外国人市民を含む川崎市民にとって、日本語・外国語や多文化を学ぶ環境をさらに向上できるのではないかな。

## 施策の検証・評価④：かわさき多文化共生プラザ

### 施策推進の基本方向5 施策の推進体制の整備（1）行政組織の充実

⑥ 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、かわさき多文化共生プラザ等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用に努めます。

#### a. 施策の取組状況（市民文化局多文化共生推進課、かわさき多文化共生プラザ）

\*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記

- ・ かわさき多文化共生プラザ（以下「多文化共生プラザ」という。）は、市南部地域における相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として令和6（2024）年7月に本格オープンした。中原区に国際交流センター、川崎区にふれあい館という多文化共生推進拠点がある中、新たな拠点の設置については、外国人市民代表者会議の提言（2005年度、2015年度、2021年度）、第1期の本協議会報告書（2021年度）、2023年度改定の指針においても挙げられていた。
- ・ 対応言語は6言語（英語・中国語・フィリピン語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語）。
- ・ 多文化共生プラザは、多言語での生活相談や生活するために必要な情報提供を主たる役割としており、国際交流センター内多文化共生総合相談ワンストップセンターと共に、生活での困りごとなどの相談を受け付けている。窓口、電話、オンライン（Zoom）、受付フォーム（ホームページ）での相談に加えて、事前予約制の専門相談として、行政書士相談と、出入国在留管理庁相談をそれぞれ月に一度実施している。
- ・ 多文化共生プラザには各言語担当の相談員のアイデアを活かした展示があるほか、外国人市民向けの各種チラシや多言語案内資料も設置されている。

#### b. コメントと今後の課題

- ・ 新たに設置された多文化共生プラザには、川崎駅に近いという地理的な特性も踏まえた上で、国際交流センターと連携した新しい取組が期待される。相談員の経験とアイデアを生かした特色ある企画が行われることで、相談員の活躍の場が広がり、モチベーション向上にも寄与し、多文化共生プラザの活動そのものの活性化につながるだろう。
- ・ 国際交流センターと多文化共生プラザとの間で、活動内容や役割について密に情報交換を行い、そのうえでそれぞれの特色を打ち出した連携をさらに進めていくことが求められる。第2期の本協議会報告書では、外国人市民のロコミで広がっているという川崎区役所総合案内と多文化共生プラザが近接していることから、多文化共生プラザと区役所総合案内との役割分担も検討されるべきと指摘した（第2期報告書P4）。今後は、こうした市内にある他の多文化共生推進拠点との情報交換、役割分担、連携が進められていくことが期待される。
- ・ 多文化共生プラザの活動やイベントについては、SNSでの情報発信も課題である。多文化共生推進課のFacebookおよびXを使って情報発信が行われている。また、実際に利用している外国人市民の多くは、ロコミによって多文化共生プラザを知った人も多いとのことだった。外国人市

民に対しては、これまでも多言語サービスや多文化共生施策についての情報をどのように届けるのかが、課題とされてきた。多文化共生プラザにおいても、さらに情報発信の強化に努め、外国人市民に親しみやすくわかりやすい情報提供をする必要がある。

- 多文化共生プラザの設立に際しては、外国人市民が立ち寄りやすい雰囲気を用意する必要があると指摘されていた。相談員との対面相談が受けられることによって、外国人市民の居場所としての機能が生まれ、今後さらに多文化共生プラザからの情報発信が進み、外国人市民のニーズにあった企画やイベントが実施されることを通じて、外国人市民による多文化共生プラザの利用も増え、認知度が向上することが期待される。
- 視察（ヒアリング）時は 本格オープン後間もない時期であったこともあり、全体における情報提供スペースの割合が多く感じられた。しかしその後、さまざまな独自企画も定期的実施されている。（多文化共生プラザのコミュニティスペースを活用したミニ講座の定期的な実施や子育ての日本語講座、川崎区による「多文化コミュニティひろば」の実施など）。今後、新たな多文化共生推進の地域拠点として、多文化共生プラザの活動の充実と発展が、川崎市における多文化推進施策全体の充実と、外国人市民による施策への積極的なかかわりの推進役となることが期待される。

### 3 おわりに

第3期の本協議会の調査審議内容は上にまとめたとおりである。ヒアリングや質問への回答に協力いただいた所管課（室）や団体、市民の方々に感謝申し上げたい。また、本協議会事務局である多文化共生推進課にも感謝したい。

今期は、第2期において改訂された指針に基づいて開催された初めての協議会となった。新設された地域日本語教育の推進に関する部会の審議経過も収録されている。

第2期協議会で評価の対象とした施策は、医療、高齢者、図書館、多文化共生プラザ（多文化共生の推進拠点）と、より「生活者」としての外国人市民に密着したものとなった。また、ヒアリングおよび施策評価の過程においては、長年にわたる川崎市の多文化共生施策の定着が実感され、そのうえでの新たな課題が明らかになったといえる。同じ社会の一員として外国人市民をとらえる視点が、今後さらに求められていることが確認できたと考える。

本報告書で述べた意見は、本協議会委員の総意である。本報告書の内容が全庁・全区に周知され、多文化共生施策の実施に当たって各所管課（室）、区役所、教育委員会が本報告書内容を尊重することを望む。

# 資料

### 第3期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

任期：2024（令和4）年4月1日から

2026（令和8）年3月31日まで

小ヶ谷 千穂（おがや ちほ） 会長	フェリス女学院大学グローバル教養学部教授
本田 量久（ほんだ かずひさ） 副会長	東海大学観光学部教授
大西 楠 テア（おおにし なみ てあ）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
孔 敏淑（こん みんすく）	外国人市民代表者会議第9・10期代表者
北沢 仁美（きたざわ ひとみ） (2024.4.1~2024.6.18)	公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
南 昭子（みなみ あきこ） (2024.6.18~2026.3.31)	

敬称略、会長・副会長を除き50音順

### 第3期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過

回	時期	審議内容
1	2024（令和6）年 5月31日（金）	委員委嘱 会長・副会長選出 第3期審議計画お呼びスケジュールについて 川崎市多文化共生社会推進協議会部会の設置について
2	7月30日（火）	指針に基づく施策の実施状況について 施策の検証・評価①：かわさき多文化共生プラザ
3	10月4日（金）	指針に基づく施策の実施状況について 施策の検証・評価②：図書館
4	11月28日（木）	指針に基づく施策の実施状況について 施策の検証・評価③：医療
5	2025（令和7）年 1月24日（金）	指針に基づく施策の実施状況について 施策の検証・評価④：高齢者
6	5月14日（水）	今年度の審議計画について 報告書の作成について 外国人市民意識実態調査の結果について
7	7月28日（月）	指針に基づく施策の実施状況について 施策の検証・評価⑤：総括
8	10月10日（金）	報告書について（ドラフトの確認）
9	11月21日（金）	報告書について（ドラフトの確認）
10	2026（令和8）年 2月6日（金）	報告書について

## 地域日本語教育の推進に関する部会 委員名簿

任期：2024（令和6）年4月1日から

2026（令和8）年3月31日まで

北沢 仁美（きたざわ ひとみ） 部会長 (2024.4.1～2024.6.18)	公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
南 昭子（みなみ あきこ） 部会長 (2024.6.18～2026.3.31)	
原 千代子（はら ちよこ） 副部会長	社会福祉法人青丘社 理事・事務局長
加藤 正毅（かとう まさき）	学校法人深堀学園外語ビジネス専門学校 副校長
神吉 宇一（かみよし うち）	武蔵野大学グローバル学部日本語コミュニケーション学科教授
河野 眞吾（こうの しんご）	技能実習監理団体 日本さくら協同組合 事業部長
高梨憲爾（たかなし けんじ） (2024.4.1～2025.3.31)	公益財団法人川崎市産業振興財団 産業支援部長
塩川 克久（しおかわ かつひさ） (2025.4.1～2026.3.31)	
丹野 清人（たんの きよと）	東京都立大学人文社会学部人間社会学科 教授
吉田 聖子（よしだ せいこ）	公益財団法人川崎市国際交流協会 評議員

敬称略、部会長・副部会長を除き50音順

## 地域日本語教育の推進に関する部会 会議開催経過

回	時期	審議内容
1	2024（令和6）年 6月4日（火）	委員委嘱 部会長・副部会長選出 ワーキンググループについて 今後の審議計画・スケジュールについて 等
2	10月3日（木）	地域日本語教育に関する新たな取組について 今年度の取組の状況について
3	2025（令和7）年 3月17日（月）	今年度の取組状況について 来年度の取組（案）について
4	6月24日（火）	川崎市地域日本語教育推進方針の進捗について 今年度の事業等について 今後の審議計画・スケジュールについて
5	10月30日（木）	今年度事業の進捗について 令和8年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業について
6	2026（令和8）年 3月16日（月）	今年度の取組状況について 来年度の取組（案）について

## 川崎市多文化共生社会推進指針

### < 基本目標 : 多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

#### < 基本理念 >

##### ① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

##### ② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を發揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

##### ③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

#### < 施策推進の基本方向 >

##### 1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの提供
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度
- (4) 保健・医療
- (5) 福祉
- (6) 住宅
- (7) 防災

##### 2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

##### 3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民等の活動

##### 4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用
- (6) 地域における多文化共生社会の形成

##### 5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

